

福岡市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は「保育士資格取得支援事業の実施について」（平成27年4月13日雇児発0413第11号）及び、「平成28年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」（厚生労働事務次官通知）の別紙「平成28年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に定める「保育士資格取得支援事業」を活用し、「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の8に規定する幼稚園教諭免許状を有する特例対象者又は当該特例対象者が勤務する施設に対し、保育士資格取得を支援することで保育士の増加を図り、もって子どもを安心して育てることが出来るような体制を整備することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 施設長等

対象施設の設置者、施設長及び運営する法人その他の団体の代表者をいう。

(2) 養成施設

厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。

(対象施設)

第4条 対象者が保育士資格を取得後勤務する対象施設（公立を除く。）は、福岡市内に所在する次の各号とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項から第4項の規定により設置された保育所。
- (2) 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設又は、保育所・認定こども園等を目指す認可外保育施設。
- (3) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもののうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び第3節に規定する小規模保育事業B型を行う事業所
- (4) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- (5) 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると福岡市が認める施設
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第3項の規定により認定を受けた施設（以下「幼保連携型認定こども園」という。）及び幼保連携型認定こども園への移

行を予定している保育所、幼稚園、認定こども園等の施設

- (7) 認定こども園法第3条第2項第1号に規定する施設（以下「幼稚園型認定こども園」という。）
- (8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項から第4項及び第37条の規定により設置された乳児院
- (9) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項から第4項及び第37条の規定第41条の規定により設置された児童養護施設

（対象者）

第5条 平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に、養成施設において保育士資格取得に必要な教科目の受講を開始した対象者は、福岡市内に住所を有し、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 幼稚園教諭免許状を有する者
- (2) 「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の8に規定する特例対象者であって、児童福祉法施行規則第6条の11第2項の規定により保育士試験の全てを免除される方法により保育士資格を取得する者。
- (3) 養成施設での受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）により保育士資格を取得する者。
- (4) 保育士証の交付を受けた日から起算して1年以内に、対象施設に勤務を開始するとともに、勤務した最初の日から1年間以上勤務する者。ただし、対象施設での勤務開始後1年間を満たずに休職又は退職し再度当該対象施設に勤務した者及び対象施設での勤務開始後1年間を満たずに他の対象施設に勤務を変更した者については、各々の勤務期間を合算し、本事業の実施期限までの間に合計1年間以上勤務することとする。
- (5) 過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、その教科目を履修することで保育士資格を取得する場合も本事業の対象とする。
- (6) 養成施設受講料等は、対象者が本事業の実施期限までに保育士資格の取得及び取得後1年間以上対象施設に勤務することができない場合は、補助の対象としない。
- (7) 保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による貸付等を受けている場合は、対象としない。
- (8) 対象者が勤務する対象施設の施設長等が、保育士の増加を図ることを目的に当該対象者の養成施設受講料等を負担する場合も補助の対象とするものとし、その場合、当該対象施設は第8条に規定する福岡市内に所在する施設（公立を除く。）とする。

2 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで又平成28年4月1日以降に、養成施設において保育士資格取得に必要な教科目の受講を開始した対象者は、第1項の(1)～(3)、(5)、(7)、(8)及び次号のすべてに該当する者とする。

- (1) 保育士証の交付を受けた日から起算して1年以内に、対象施設に勤務を開始し、1年以上対象施設に勤務すること。ただし、補助金は、勤務することが決定した後に支払うこととする。
- (2) 対象者が本事業の実施期限までに保育士資格の取得及び対象施設へ勤務を開始しない場合は補助の対象としない。

(補助対象事業)

第6条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保育士資格を有していない幼稚園教諭免許状を有する者が、保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講経費とする。

(補助対象経費)

第7条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、養成施設の長が証明する養成施設に対して支払われた入学料（養成施設における受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費の消費税とする。

2 次の各号に掲げる経費は、補助対象外経費とする。

- (1) その他の検定試験の受講料
- (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- (3) 補講費
- (4) 養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要となる費用
- (5) 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用
- (6) 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- (7) 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

3 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として養成施設の長が証明する額又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とする。

4 クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象としない。

5 交付申請時点で養成施設に対して未納となっている入学料又は受講料は対象としない。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、予算の範囲内において、市長が決定し交付することとし、補助金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、100千円を上限とする。

2 算定した補助額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

(事業の実施計画書の提出)

第9条 第5条第1項の対象者が養成施設受講料等を負担し本事業を実施しようとする場合、当該対象者は、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業実施計画書（様式第1号。以下「実施計画書」という。）及び当該対象者が養成施設に在学していることが確認できる書類を市長に提出しなければならない。

2 第5条第1項の対象者が勤務する対象施設の施設長等が当該対象者の養成施設受講料等を負担し本事業を実施しようとする場合、当該施設長等は、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に、実施計画書、当該対象者が養成施設に在学していることが確認できる書類及び当該対象者が当該施設に勤務していることが確認できる書類を市長に提出しなければならない。

3 第5条第2項の補助対象者が本事業を実施しようとする場合、当該対象者は、養成施設に入学した日又は養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日（以下「受講開始日」

という)の属する月の末日までに実施計画書、当該対象者が養成施設に在学していることが確認できる書類を市長に提出しなければならない。

- 4 第5条第2項の対象者が勤務する対象施設の施設長等が当該対象者の養成施設受講料等を負担し本事業を実施しようとする場合、当該施設長等は、受講開始日の属する月の末日までに実施計画書、当該対象者が養成施設に在学していることが確認できる書類及び補助対象者が当該施設に勤務していることが確認できる書類を市長に提出しなければならない。

(事業の実実施計画書の受理及び通知)

第10条 市長は、前条の実実施計画書が提出された時は、内容を確認し、必要な審査又は調査を行ったうえで本事業の対象の可否を決定し、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業実施計画書受理通知書(様式第2号。以下「受理通知書」という。)により、通知を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第11条 第5条第1項の対象者で、前条の受理通知書により本事業の対象となり、補助金の交付を受けようとする対象者等は、保育士証の交付を受けた日から起算して対象施設に1年間以上勤務することが見込まれる日の属する年度の4月30日までに、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金交付申請書(様式第3号。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 第5条第1項の対象者で、前条の受理通知書により本事業の対象となった施設に勤務する対象者が、資格取得後、他の対象施設に勤務を変更し、当該対象施設の施設長が、当該受理通知書により本事業の対象となった施設の施設長等になって養成施設受講料等を負担し、補助金の交付を受けようとする場合は、前条の通知を受けた施設の施設長等に通知された当該受理通知書の写しをもって、交付申請できるものとする。
- 3 第5条第2項の対象者で、前条の受理通知書により本事業の対象となり、補助金の交付を受けようとする対象者又は対象者が勤務する施設の施設長等は、受理通知書を受けてから1か月以内に交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、実施計画書の提出を行った年度の次年度以降に補助金の交付を受けようとする場合は、当該年度の4月30日までに交付申請書を市長へ提出しなければならない。
- 4 交付申請書に添付すべき書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 受理通知書の写し

(2) 対象者が対象施設に勤務している場合はそのことが確認できる書類

(補助金の交付決定及び通知)

第12条 市長は、前条の交付申請があった時は、内容を確認し、補助金の交付の可否を決定し、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「交付決定通知書」という。)により、速やかに通知を行うものとする。

(実績報告)

第13条 第11条第1項の申請を行った対象者等は、対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日から起算して1年間経過した日の属する月の末日までに、第11条第2項の申請を行った対象者等は対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)及び次号に掲げる書類

を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により期日までに提出できない場合は、この限りではない。

- (1) 第5条第1項の対象者については、対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に1年間以上勤務していることが確認できる書類。

第5条第2項対象者については対象者が保育士証の交付を受けた後1年間以上勤務することの決定が確認できる書類。

- (2) 養成施設の長が発行する受講料等の領収書あるいはクレジットカード契約証明書（クレジットカード伝票の受講者用控に養成施設が必要事項を付記したものを含む。）

なお、領収書に訂正がある場合、養成施設の訂正印のないものは無効とする。また、必要に応じて当該対象者又は対象施設了承の上で写しを取り、確認後、原則として当該対象者又は当該対象施設に返却する。

- (3) 対象者の保育士証の写し

- 2 前項第2号に規定する領収書（又はクレジットカード契約証明書）には、次の事項が記載されていることとする。

- (1) 養成施設の名称
- (2) 支払者名
- (3) 領収額（又はクレジットカード契約額）
- (4) 領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）
- (5) 領収日（又はクレジットカード契約日）
- (6) 領収印

- 3 第9条第2項の受理通知書により本事業の対象となった施設に勤務する対象者が、資格取得後、対象施設に勤務を変更し、当該対象施設の施設長等が、当該受理通知書により本事業の対象となった施設の施設長等が変わって養成施設受講料等を負担し、実績報告をする場合は、当該対象施設の施設長等が、当該受理通知書により本事業の対象となった施設の施設長等に養成施設受講料等を支払ったことを証明できる書類を添付するものとする。

（補助金の確定、通知及び交付）

- 第14条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定し、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により、速やかに通知を行い、補助金を交付する。

（調査）

- 第15条 市長は、必要があると認めた場合は、職員をして、申請を行い又は本事業の適用を受けた対象者が勤務する対象施設の施設に立ち入らせ、帳簿その他の物件の検査若しくは関係者への質問を行わせることができるものとする。

- 2 対象者又は対象者が勤務する対象施設の施設長等が、正当な理由なしに前項に掲げる調査を拒んだ場合は、申請を却下し、又は既に市長が行った決定を取り消すものとする。

（申請の変更）

- 第16条 対象者又は対象者が勤務する対象施設の施設長等は、交付決定通知書の通知を受けた後、実施する事業内容等を変更するときには、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金変更交付申請書（様式第7号。以下「変更交付申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

(変更交付決定及び通知)

第17条 市長は、前条の申請を受理した場合は、必要な審査又は調査等を行ったうえで補助金変更交付の可否を決定し、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第8号。以下「変更交付決定通知書」という。)により、通知を行う。

(申請の取り下げ)

第18条 補助金の交付の申請をした対象者又は対象者が勤務する対象施設の施設長等は、交付決定通知書を受領した場合において、当該通知書に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき、又は補助の対象となる要件を満たさないときは、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金交付取下書(様式第9号。以下「交付取下書」という。)により市長が定める期日までに交付の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による交付の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の決定取消し及び返還)

第19条 市長は、本事業の決定を受けた対象者又は対象者が勤務する対象施設の施設長等が、この要綱の規定に違反した場合は、実施を決定した事業の全部若しくは一部を取り消すものとし、補助金が既に交付されている場合は、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第20条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした対象者又は対象者が勤務する対象施設の施設長等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者がある場合
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、本事業の適用を受けた対象者又は対象者が勤務する対象施設の施設長等が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請を行った対象者又は対象者が勤務する対象施設の施設長等に対し当該対象者又は当該対象施設の施設長等(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(事業の実施期限)

第21条 第5条第1項の対象者の事業の実施期限は、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に養成施設において教科目の受講を開始した者について、保育所等に勤務を開始した最初の日を起算として、1年間勤務した月の末日又は平成30年3月31日のいずれか早い日とする。

2 第5条第2項の対象者の事業の実施期限は、受講開始日を起算として2年を経過した日

の属する年度の3月31日とする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

ただし、平成26年4月1日から平成26年9月30日までの間に受講を開始した者が、本事業の要件を満たす場合は、対象とする。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

ただし、平成27年4月1日から平成27年11月30日までの間に受講を開始した者が、本事業の要件を満たす場合は、対象とする。

附 則

1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

ただし、平成28年4月1日から平成28年12月31日までの間に受講を開始した者が本事業の要件を満たす場合は、対象とする。

2 この要綱は、平成32年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

福岡市認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号）の定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、「保育士資格取得支援事業の実施について」（平成27年4月13日雇児発0413第11号）及び、「平成28年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（厚生労働事務次官通知）の別紙「平成28年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に定める「保育士資格取得支援事業を活用し、認可外保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援し、当該施設が認可保育所に移行すること等によって必要となる保育士の増加を図り、もって、子どもを安心して育てることができるような体制を整備することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 施設長等 対象施設の設置者、施設長及び運営する法人その他の団体の代表者をいう。
- (2) 養成施設 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。

(対象施設)

第4条 平成25年4月1日から平成26年4月1日までに養成施設において受講を開始した者について本事業を実施する対象施設については、事業の実施の期間中以下のいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 福岡市において開設している認可外保育施設で、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下、「証明書」という。）の交付等をうけており、第5条に定める期間まで、証明書等の内容を満たしていること。
- (2) 幼稚園型認定こども園
- (3) 法第59条の2の規定に基づく届出の対象外である認可外保育施設のうち、証明書の内容を満たしていると福岡市が認める施設。

なお、本事業の実施期間中に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に定める施設型給付又は地域型保育給付の対象となった場合は、対象者が保育士証の交付を受けるまでの間、給付対象としての基準を満たすこと。

- 2 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに養成施設において受講を開始した者について本事業を実施する対象施設については、事業の実施の期間中第1項(1)～(3)のいずれかの要件を満たすこと。
- 3 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに養成施設において受講を開始した者について本事業を実施する対象施設については、第1項(1)～(3)または以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - (1) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもののうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」

(平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 61 号) 第 3 章第 2 節に規定する小規模保育事業 A 型及び第 3 節に規定する小規模保育事業 B 型を行う事業所

(2) 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する事業所内保育事業であって、法第 3 4 条の 1 5 第 2 項の認可を受けたもの

4 平成 2 8 年 4 月 1 日以降に養成施設において受講を開始した者について本事業を実施する対象施設については、第 1 項 (1) ~ (3) または第 3 項 (1) (2) のいずれかの要件を満たすこと。

(実施要件)

第 5 条 本事業の対象施設の要件は次のとおりとする。

前条第 1 項における対象施設については、以下の要件を満たすこと。

(1) 平成 2 6 年 4 月 1 日までに証明書が交付されていること。
(2) 本事業の対象者が、法第 18 条の 18 に基づく保育士登録証 (以下、「保育士証」という。) の交付を受けるまでの間、証明書等の内容を満たしていること。

2 前条第 2 項における対象施設については、以下の要件を満たすこと。

(1) 平成 2 6 年 3 月 3 1 日までに証明書が交付されていること。
(2) 本事業の対象者が保育士登録された日を起算として、当該施設において 1 年間以上常勤職員として勤務するまでの間、証明書の内容を満たしていること。

3 前条第 3 項における対象施設については、以下の要件を満たすこと。

(1) 平成 2 7 年 3 月 3 1 日までに証明書が交付されていること。
(2) 本事業の対象者が保育士登録された日を起算として、当該施設において 1 年間以上常勤職員として勤務するまでの間、証明書の内容を満たしていること。

4 前条第 4 項における対象施設については、以下の要件を満たすこと。

(1) 平成 2 8 年 3 月 3 1 日までに証明書が交付されていること。
(2) 本事業の対象者が保育士登録された日を起算として、当該施設において 1 年間以上常勤職員として勤務するまでの間、証明書の内容を満たしていること。

(対象者)

第 6 条 第 4 条第 1 項における対象施設に勤務する者については、次の各号を全て満たす職員を本事業の対象とする。

(1) 常勤職員として対象施設に勤務していること。本事業の対象となる常勤職員とは、対象施設が定めた勤務時間のすべてを勤務する職員をいう。また、常勤職員以外の者であっても、1 日 6 時間以上かつ月 2 0 日以上勤務している者は、常勤職員とみなす。

なお、対象者は、受講期間中においても当該対象施設に常勤職員として勤務していること。

(2) 保育士登録をし、保育士証の交付を受けること。

ただし、実際の受講が 4 月 1 日を過ぎている場合でも、養成施設において 4 月入学生として扱う場合は、本事業の対象とする。

2 第 4 条第 2 項第 3 項第 4 項における対象施設に勤務する者については、第 1 項 (1) 及び次の各号を全て満たす職員を本事業の対象とする。

(1) 受講後に保育士資格を取得するに当たっては、養成施設の卒業又は児童福祉法施行規則第 6 条の 1 1 の 2 により保育士試験の全てを免除される方法によること。

(2) 保育士登録された日を起算として当該対象施設において 1 年間以上常勤職員として勤務すること。ただし、第 4 条第 3 項の対象施設については、補助金は保育士資格取得後

当該対象施設に継続して1年以上勤務することを確認した後に支払うこととする。

- 3 本事業と趣旨を同じくする事業による貸付等を受けている場合は、本事業の対象としない。

(受講方法)

第7条 前条第1項における対象者は、養成施設での受講（通信制，昼間，昼夜開講制，夜間，昼間定時制）により保育士資格を取得する。

また，過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で，その教科目を科目等履修により修めることで保育士資格を取得する場合も本事業の対象とする。

- 2 前条第2項，第3項における対象者は，養成施設での受講（通信制，昼間，昼夜開講制，夜間，昼間定時制）により保育士資格を取得または，養成施設での受講（通信制，昼間，昼夜開講制，夜間，昼間定時制）後，児童福祉法施行規則第6条の11の2により保育士試験の全てを免除される方法により保育士資格を取得する。

また，過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で，その教科目を科目等履修により修めることで保育士資格を取得する場合も本事業の対象とする。

(補助対象経費)

第8条 本事業における補助対象経費は，次のとおりとする。

(1) 養成施設受講料等

養成施設の受講に必要な入学料（養成施設における受講の開始に際し，当該養成施設に納付する入学金又は登録料），受講料（面接授業料，教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費の消費税。

ただし，次に定める経費は，補助対象外経費とする。

- ①その他の検定試験の受講料
- ②受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- ③補講費
- ④養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要となる費用
- ⑤養成施設が実施する各種行事参加に係る費用
- ⑥学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- ⑦受講のための交通費及びパソコン，タブレット等の器材等

(2) 代替保育従事者雇上費

対象者が，保育士資格の取得に必要な保育実習や面接授業を受けるため，当該対象施設に勤務していない期間に代替保育従事者を雇用する場合の経費

- 2 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも，支払った費用として養成施設の長が証明する額又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とする。
- 3 代替保育従事者雇上費については，対象者に対して給与が支払われない，又は対象者が養成施設の定める修業年限を超えて修学する場合は，対象としない。
- 4 クレジットカードの利用料等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の，クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は，対象としない。
- 5 実績報告時点で養成施設に対して未納となっている入学料又は受講料は対象としない。
- 6 原則，対象施設が対象経費を負担すること。但し，対象施設と対象者がお互い協議のもと，対象者が対象経費を負担することとした場合は，この限りではない。

(補助金の額)

第9条 本事業における補助金の額は、予算の範囲内において、市長が決定し交付する。

(1) 養成施設受講料等

ア 養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者

対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、300千円を上限とする。

イ 保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者

対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号 雇用均等児童家庭局長通知)別表の②③を活用する者(以下、「特例制度対象者」という。)については、100千円を上限とし、同通知別表の①を活用する者は200千円を上限とする。

(2) 代替保育従事者雇上費

第4条第2項における対象施設については、1人1日当たり5,920円を上限とする。

第4条第3項における対象施設については、1人1日当たり6,120円を上限とする。

第4条第4項における対象施設については、1人1日当たり6,240円を上限とする。

2 算定した補助額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする施設長等は、認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下、「交付申請書」という。)を市長に提出する。

2 交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業実施計画書(様式第2号。以下、「実施計画書」という。)

なお、実施計画書の提出は、施設長等が本事業を開始した年度のみとする。

(2) 対象者が常勤職員として当該対象施設に勤務していることが確認できる書類。

(3) 対象者が養成施設に在学していることが確認できる書類

3 交付申請書は、対象者が受講を開始した月の翌月末までに提出するものとする。

4 第1項の規定により、申請を行った年度の次年度以降も補助金の交付を受けようとする場合は、毎年度4月30日までに交付申請書を市長へ提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第11条 市長は、施設長等から交付申請があった時は、内容を確認し、必要な審査又は調査を行ったうえで補助金の交付の可否を決定し、認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号。以下、「交付決定通知書」という。)により、速やかに通知を行う。

(実績報告)

第12条 第10条の申請を行った施設長等は、次に定める期日までに、認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金実績報告書(様式第4号)により、市長に実績報告を行わなければならない。

(1) 養成施設の受講料等

第4条第1項における対象施設については、対象者に保育士証が交付された月の末日又は平成30年3月31日のいずれか早い日。

第4条第2項における対象施設については、対象者が保育士登録された日を起算として、当該施設に1年間以上常勤職員として勤務した月の末日又は平成32年3月31日のいずれか早い日。

第4条第3項第4項における対象施設については、対象者に保育士証が交付された日を起算として、1年間以上当該対象施設に勤務をすることが決定した日の属する月の末日。

(2) 代替保育従事者雇上費

第4条第1項における対象施設については、毎年度3月31日。

第4条第2項第3項第4項における対象施設については、毎年度3月31日まで又は受講期間終了月の翌月末日。

2 実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 養成施設受講料等

ア 第4条第1項における対象施設については、対象者の常勤職員としての勤務が確認できる書類。

第4条第2項における対象施設については、対象者が保育士登録された日を起算として当該対象施設において1年間以上常勤職員として勤務していることが確認できる書類。

第4条第3項第4項における対象施設については、対象者に保育士証が交付された日を起算として、1年間以上当該対象施設において勤務することが決定したことが確認できる書類。

イ 養成施設の長が発行する養成施設受講料等の領収書

なお、養成施設への受講料等の支払いについて、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の対象者用控に施設が必要事項を付記したものを含む。）とする。

ウ 対象者の保育士証の写し

なお、本事業の実施期限までに保育士証が交付されない場合は、実施期限までに卒業することが見込まれる旨の養成施設の長による証明書をもって、保育士証の写しと代えることが出来る。

(2) 代替保育従事者雇上費

ア 対象者の常勤職員としての勤務が確認できる書類

イ 対象者の保育実習等の履修期間に給与が支払われていることが確認できる書類

ウ 対象者が養成施設に在学していることが確認できる書類

(受講料等の領収書)

第13条 前条第2項に規定する養成施設の長が発行する養成施設受講料等の領収書（又はクレジット契約証明書）には、次の事項が記載されていること。

①養成施設の名称

②支払者名

③領収額（又はクレジット契約額）

④領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）

⑤領収印

2 領収書に訂正がある場合、養成施設の訂正印のないものは無効とする。

- 3 養成施設に係る領収書については、確認後、原則として当該対象施設に返却する。
ただし、必要に応じて当該対象施設了承の上で写しを取る。

(補助金の確定等、通知及び交付)

第14条 市長は実績報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定し、認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金確定通知書(様式第5号)により、速やかに通知を行い、補助金を交付する。

(調査)

第15条 市長は、必要があると認めたときは、職員をして、申請を行い又は本事業の適用を受けた施設長等の施設に立ち入らせ、帳簿その他の物件の検査若しくは関係者への質問を行わせることができるものとする。

- 2 施設長等が、正当な理由なしに前項に掲げる調査を拒んだ場合は、申請を却下し、又は既に市長が行った決定を取り消すものとする。

(申請内容の変更)

第16条 施設長等は、第11条の規定による交付決定通知書の通知を受けた後、実施する事業内容等を変更するときには、速やかに認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金変更交付申請書(様式第6号)により、市長に申請しなければならない。

(変更交付決定及び通知)

第17条 市長は、前条の申請を受理した場合は、対象施設の要件について必要な審査又は調査等を行ったうえで補助金変更交付の可否を決定し、認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により、施設長等に速やかに通知を行う。

(申請の取り下げ)

第18条 第10条の規定による当該補助金の交付の申請をした者は、第11条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金交付取下書(様式第8号。以下、「交付取下書」という。)により市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(取消し等)

第19条 市長は、本事業の決定を受けた施設長等が、この要綱の規定に違反したときは、実施を決定した事業の全部若しくは一部を取り消すものとし、補助金が既に交付されているときは、返還期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第20条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の申請をした施設長等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、本事業の適用を受けた施設長等が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請を行い又は本事業の適用を受けた施設長等に対し当該施設長等（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（事業の実施期限）

- 第21条 第4条第1項における対象施設については、平成26年4月30日までに養成施設の受講を開始した者に係る保育士証が交付された月の末日又は平成30年3月31日のいずれか早い日とする。
- 2 第4条第2項における対象施設については、平成27年3月31日までに養成施設の受講を開始した者について、保育士登録された日を起算として当該施設に1年間以上常勤職員として勤務した月の末日又は平成32年3月31日のいずれか早い日とする。
- 3 第4条第3項における対象施設については、平成27年4月1日以降に養成施設の受講を開始した者について、受講日を起算として4年を経過する日の属する年度の末日とする。

（委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。ただし、平成26年4月1日から、平成26年9月30日までの間に受講を開始した者で、本事業の要件を満たす場合は対象とする。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。ただし、平成27年4月1日から、平成27年11月30日までの間に受講を開始した者で、本事業の要件を満たす場合は対象とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。ただし、平成28年4月1日から、平成28年12月31日までの間に受講を開始した者で、本事業の要件を満たす場合は対象とする。

この要綱は、平成32年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに検討する。

福岡市保育所等保育士資格取得支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 保育所等保育士資格取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、「保育士資格取得支援事業の実施について」（平成27年4月13日雇児発0413第11号）及び「平成28年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助についての別紙「平成28年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に定める「保育士資格取得支援事業」を活用し、保育所、認定こども園、認定こども園の認定を目指す幼稚園、乳児院及び児童養護施設に対し、当該施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者（以下「対象者」という。）の保育士資格取得を支援することで保育士の増加を図り、もって子どもを安心して育てることが出来るような体制を整備することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 施設長等 対象施設の設置者、施設長及び運営する法人その他の団体の代表者をいう。
- (2) 養成施設 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。

(対象施設)

第4条 対象施設（公立を除く。）は、福岡市内に所在する次の各号のとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項から第4項の規定及び第39条により設置された保育所。
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の規定により認定を受けた、同条第2項第2号に規定する施設及び同条第3項の規定により認定を受けた施設（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の保育所部分及び保育所機能部分。但し、第5条第2項の対象者は、この限りではない。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園であって、平成31年3月31日までに、認定こども園法第3条第2項第1号に規定する施設（以下「幼稚園型認定こども園」という。）又は幼保連携型認定こども園の認定を目指す施設幼稚園。
- (4) 児童福祉法第35条第2項から第4項及び第37条の規定により設置された乳児院。
- (5) 児童福祉法第35条第2項から第4項及び第37条の規定第41条の規定により設置された児童養護施設。

(対象者)

第5条 平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に、養成施設において保育士資格取得に必要な教科目の受講を開始した対象者は、福岡市内に住所を有し、対象施設に勤務する、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 養成施設の卒業、又は「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号）の8に規定する特例対象者であって、児童福祉法施行規則第6条の11第2項の規定により保育士試験の全てを免除される方法により保育士資格を取得する者。

- (2) 養成施設での受講（通信制，昼間，昼夜開講制，夜間，昼間定時制）により保育士資格を取得する者。
- (3) 保育士資格取得後の勤務に関しては，以下のとおりとする。
 - ア 保育所においては，対象者が保育士証の交付を受けた日から起算して1年間以上当該施設に勤務すること。
 - イ 幼稚園においては，対象者が保育士証の交付を受けた日において，当該施設が幼稚園型認定こども園又は幼保連携型認定こども園の認定を受けている場合は，対象者が保育士証の交付を受けた日から起算して1年間以上，当該施設の保育所部分及び保育所機能部分に勤務すること。また，幼稚園が当該認定を受けていない場合は，保育士証の交付を受けた日から起算して1年以内に保育所又は認定こども園に勤務を開始し，当該施設に1年間以上勤務すること。
 - ウ 乳児院又は児童養護施設においては，保育士証の交付を受けた日から起算して1年以内に保育所又は認定こども園に勤務を開始し，当該施設に1年間以上勤務すること。
- (4) 前項の勤務に関し，保育所又は認定こども園での勤務開始後1年間を満たずに休職又は退職し再度当該保育所又は認定こども園に勤務した者及び保育所又は認定こども園での勤務開始後1年間を満たずに他の保育所等に勤務を変更した者については，各々の勤務期間を合算し，本事業の実施期限までの間に合計1年間以上勤務することとする。
- (5) 過去に保育士養成課程の科目の一部を修めなくて卒業したもので，その教科目を履修することで保育士資格を取得する場合も本事業の対象とする。
- (6) 養成施設受講料等は，対象者が本事業の実施期限までに保育士資格の取得及び取得後1年間，保育所又は認定こども園に勤務することができない場合は，補助の対象としない。
- (7) 保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等，本事業と趣旨を同じくする事業による貸付等を受けている場合は，対象としない。

2 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで又平成28年4月1日以降に養成施設において保育士資格取得に必要な教科目の受講を開始した対象者は，対象施設に勤務し，第1項(1)(2)(5)(7)及び次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 保育士証の交付を受けた日から起算して1年以内に対象施設に勤務を開始し，1年間以上対象施設に勤務すること。ただし，補助金は勤務することが決定した後に支払うこととする。
- (2) 対象者が本事業の実施期限までに保育士資格の取得及び対象施設へ勤務を開始しない場合は補助の対象としない。

(補助対象事業)

第6条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は，補助金を交付する対象となる施設（以下「対象施設」という。）に勤務している保育士資格を有していない保育従事者が，保育士資格を取得するために要した，養成施設での受講経費とする。

(補助対象経費)

第7条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，養成施設の長が証明する養成施設に対して支払われた入学金（養成施設における受講の開始に際し，当該養成施設に納付する入学金又は登録料），受講料（面接授業料，教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費の消費税とする。

- 2 次の各号に掲げる経費は、補助対象外経費とする。
 - (1) その他の検定試験の受講料
 - (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
 - (3) 補講費
 - (4) 養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用
 - (5) 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用
 - (6) 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
 - (7) 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等
- 3 入学金及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として養成施設の長が証明する額又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とする。
- 4 クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象としない。
- 5 交付申請時点で養成施設に対して未納となっている入学金又は受講料は対象としない。
- 6 原則、対象施設が対象経費を負担すること。但し、対象施設と対象者がお互い協議のもと、対象者が対象経費を負担することとした場合は、この限りではない。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が決定し交付することとし、次に定める補助率により算出された額を上限とする。

- (1) 養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者
対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、300千円を上限とする。
- (2) 保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者
対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、上限は次のとおりとする。
 - ア 「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号）別表②及び③を活用する者（以下「特例制度対象者」という。）については100千円
 - イ 上記通知別表の①を活用する者については200千円

2 算定した補助額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

（事業の実施計画書の提出）

第9条 第5条第1項の対象者の養成施設受講料等を負担し本事業を実施しようとする、施設長等は、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に、保育所等保育士資格取得支援事業実施計画書（様式第1号。以下「実施計画書」という。）及び次の各号に掲げる確認書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象者が当該保育所等に勤務していることが確認できる書類
- (2) 対象者が、養成施設に在学していることが確認できる書類

2 第5条第2項の対象者の養成施設受講料等を負担し本事業を実施しようとする施設長等は、養成施設に入学した日又は、養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日（以下「受講開始日」という）の属する月の末日までに実施計画書及び次の各号に掲げる確認書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象者が当該保育所等に勤務していることが確認できる書類
- (2) 対象者が、養成施設に在学していることが確認できる書類

(事業の実施計画書の受理及び通知)

第10条 市長は、施設長等から前条の実施計画書が提出された時は、内容を確認し、本事業の対象の可否を決定し、保育所等保育士資格取得支援事業実施計画書受理通知書(様式第2号。以下「受理通知書」という。)により、当該施設長等に通知を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第11条 第5条第1項の対象者で前条の受理通知書により本事業の対象となり、補助金の交付を受けようとする施設長等は、保育士証の交付を受けた日から起算して当該施設に1年間勤務することが見込まれる日の属する年度の4月30日までに、保育所等保育士資格取得支援事業補助金交付申請書(様式第3号。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

ただし、幼稚園、乳児院又は児童養護施設に勤務する者が、保育所又は認定こども園に勤務を開始する場合については、保育士証の交付を受けた日から起算して1年以内に勤務を開始し、勤務を開始した日から起算して当該施設に1年間勤務することが見込まれる日の属する年度の4月30日までに、交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 第5条第2項の対象者で前条の受理通知書により本事業の対象となり、補助金の交付を受けようとする施設長等は、受理通知を受けてから1か月以内に交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、実施計画書の提出を行った年度の次年度以降に補助金の交付を受けようとする場合は、当該年度の4月30日までに交付申請書を市長に提出しなければならない。

3 交付申請書に添付すべき書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 受理通知書の写し

(2) 対象者が対象施設に勤務していることが確認できる書類

(補助金の交付決定及び通知)

第12条 市長は、施設長等から前条に基づく補助金の交付の申請があった時は、内容を確認し、必要な審査又は調査を行ったうえで補助金の交付の可否を決定し、保育所等保育士資格取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「交付決定通知書」という。)により、速やかに通知を行うものとする。

(実績報告)

第13条 第11条1項の申請を行った施設長等は、対象者が保育士証の交付を受けた後、保育所又は認定こども園に勤務を開始した日から起算して1年間経過した日の属する月の末日までに、第11条2項の申請を行った施設長等は、対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに、保育所等保育士資格取得支援事業実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)及び次の各号に掲げる書類により、市長に実績報告を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により期日までに提出できない場合は、この限りではない。

(1) 第5条第1項の対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に1年間以上勤務していることが確認できる書類。

第5条第2項の対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に1年間以上勤務することの決定が確認できる書類。

(2) 養成施設の長が発行する養成施設受講料等の領収書あるいはクレジットカード契約証

明書（クレジット伝票の受講者用控に養成施設が必要事項を付記したものを含む。）

なお、領収書に訂正がある場合、養成施設の訂正印のないものは無効とする。また、必要に応じて対象者が勤務する施設了承の上で写しを取り、確認後、原則として対象者が勤務する施設に返却する。

(3) 対象者の保育士証の写し

2 前項の2号に規定する領収書（又はクレジット契約証明書には、次の事項が記載されていることとする。

- (1) 養成施設の名称
- (2) 支払者名
- (3) 領収額（又はクレジット契約額）
- (4) 領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）
- (5) 領収日（又はクレジット契約日）
- (6) 領収印

3 対象者が一時的に養成施設に受講料等を支払った後、後日受講者が勤務する対象施設が負担し、実績報告をする場合は、当該施設の施設長等が当該対象者に養成施設受講料等を支払ったことを証明できる書類を添付するものとする。

4 対象者が資格取得後、勤務する補助対象施設を変更し、当該施設の施設長等が、第10条の受理通知書により本事業の対象となった施設の施設長等によって養成施設受講料等を負担し、実績報告をする場合は、勤務する施設の施設長等が、当該受理通知書により本事業の対象となった施設の施設長等に養成施設受講料等を支払ったことを証明できる書類を添付するものとする。

(補助金の確定、通知及び交付)

第14条 市長は、実績報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定し、保育所等保育士資格取得支援事業補助金確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により、速やかに通知を行い、補助金を交付する。

(調査)

第15条 市長は、必要があると認めた場合は、職員をして、申請を行い又は本事業の適用を受けた施設長等の施設に立ち入らせ、帳簿その他の物件の検査若しくは関係者への質問を行わせることができるものとする。

2 施設長等が、正当な理由なしに前項に掲げる調査を拒んだ場合は、申請を却下し、又は既に市長が行った決定を取り消すものとする。

(申請の変更)

第16条 施設長等は、交付決定通知書の通知を受けた後、実施する事業内容等を変更するときには、保育所等保育士資格取得支援事業補助金変更交付申請書（様式第7号。以下「変更交付申請書」という。）により、市長に申請しなければならない

(変更交付決定及び通知)

第17条 市長は、前条の申請を受理した場合は、必要な審査又は調査等を行ったうえで補助金変更交付の可否を決定し、保育所等保育士資格取得支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第8号。以下「変更交付決定通知書」という。）により、通知を行う。

(申請の取り下げ)

第18条 補助金の交付の申請をした施設長等は、交付決定通知書を受領した場合において、当該通知書に係る対象者の補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき、又は補助の対象となる要件を満たさないときは、保育所等保育士資格取得支援事業補助金交付取下書(様式第9号。以下「交付取下書」という。)により市長が定める期日までに申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の決定取消し及び返還)

第19条 市長は、本事業の決定を受けた施設長等が、この要綱の規定に違反した場合は、実施を決定した事業の全部若しくは一部を取り消すものとし、補助金が既に交付されている場合は、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第20条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした施設長等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者がある場合

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、本事業の適用を受けた施設長等が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請を行った施設長等に対し当該施設長等(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(事業の実施期限)

第21条 第5条第1項の対象者の実施期限は、26年10月1日から平成27年3月31日までの間に養成施設において教科目の受講を開始した者について、保育士証の交付を受けた日から起算して対象施設において1年間勤務した月の末日又は平成32年3月31日のいずれか早い日とする。

2 第5条第2項の対象者の実施期限は、受講開始日を起算とし4年が経過する日の属する年度の末日又は本要綱の終期に定めるものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

ただし、平成26年4月1日から平成26年9月30日までに受講を開始した者が、本

事業の要件を満たす場合は、対象とする。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日より施行する。

ただし、平成27年4月1日から平成27年11月30日までの間に受講を開始した者が、本事業の要件を満たす場合は対象とする。

附 則

1 この要綱は、平成29年1月1日より施行する。

ただし、平成28年4月1日から平成28年12月31日までの間に受講を開始した者が、本事業の要件を満たす場合は対象とする。

2 この要綱は、平成32年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

福岡市保育教諭等の確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金交付要綱

第1章 総則

(通則)

第1条 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされており、この補助金は、「教育支援体制整備事業費交付金交付要綱」（平成27年5月21日文科科学大臣裁定）第20条に基づき、「教育支援体制整備事業費交付金実施要領」（平成27年5月21日初等中等教育局長裁定）の別紙3に定める「保育教諭確保のための幼稚園免許状取得支援」及び「平成28年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」（厚生労働事務次官通知）の別紙「平成28年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に定める「保育士資格取得支援事業」を活用し、幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設（以下「認定こども園等」という。）に対し、当該施設に勤務している保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得を支援し、もって子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 認定こども園等 (略) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条6項に規定する幼保連携型認定こども園（以下、認定こども園という。）並びに幼保連携型認定こども園への移行を予定している保育所、幼稚園の施設をいう。（公立を除く。）
- (2) 施設長等 認定こども園等の設置者、施設長及び運営する法人その他の団体の代表者をいう。
- (3) 養成施設 幼稚園教諭を養成する大学その他の施設をいう。
- (4) 大学等 幼稚園教諭免許更新講習を実施する大学その他の施設をいう。

第2章 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

(対象施設)

第4条 対象施設は、第3条第1号に定義する、福岡市内に所在する認定こども園等とする。

(対象者)

第5条 平成28年4月1日以降に養成施設において受講を開始した対象者は、対象施設に勤務し、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 保育士資格を有し、保育士登録を行っている者であって、幼稚園教諭免許状を有しない者。

- (2) 特例制度の対象者で、養成施設において必要となる教科目修得後、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について（通知）25 文科初第 592 号（平成 25 年 8 月 8 日）の規定により県教育委員会の教育職員検定に合格することにより幼稚園教諭免許状を取得する者。
- (3) 養成施設での受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）により幼稚園教諭免許状を取得する者。
- (4) 幼稚園教諭免許状が交付された日から起算して 1 年間以上対象施設に勤務する者。
ただし、補助金は幼稚園教諭免許状の交付後、当該対象施設に 1 年間以上勤務することを確認した後に支払うこととする。
- (5) 過去に幼稚園教諭養成課程の科目の一部を修めなくて卒業した者で、その教科目を履修することで幼稚園教諭免許を取得する場合も本事業の対象とする。
- (6) 養成施設受講料等は、対象者が本事業の実施期限までに幼稚園教諭免許状の取得及び取得後 1 年間以上対象施設に勤務することが見込めない場合は、補助の対象としない。
- (7) 雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による貸付等を受けている場合は、本事業の対象としない。
- (8) 代替保育士雇上費の対象となる者は、対象者の幼稚園教諭免許状取得に伴い、受講料補助の対象となる保育士の代替として対象施設に雇い上げられた保育士とし、対象者が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、支払うことができるものとする。ただし、本事業の実施期限までに対象者が幼稚園教諭免許状の取得対象施設が見込めない場合は、補助の対象としない。
- (9) 対象者が本事業の実施期限までに幼稚園教諭免許状が不交付及び対象施設へ勤務を開始しない場合は補助の対象としない。

（補助対象事業）

第 6 条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 補助金を交付する対象となる施設（以下「対象施設」という。）に勤務している保育士が幼稚園教諭免許状を取得するために要した養成施設の受講経費
- (2) 対象者の幼稚園教諭免許状取得に伴い、代替として雇い上げた保育士（以下「代替保育士」という。）の雇用経費

（補助対象経費）

第 7 条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

(1) 養成施設受講料等

対象施設が対象者の幼稚園教諭免許状取得のために、養成施設の長が証明する養成施設に対して支払った入学料（養成施設における受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は登録料）、受講料（教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費の消費税。

(2) 代替保育士雇上費

対象者の幼稚園教諭免許状取得に伴う代替保育士の雇上費。

2 補助対象経費のうち前項 2 号に関しては、幼稚園教諭免許状の取得に必要となる養成施設における単位修得にあたっての授業や試験等を受けるため、当該対象施設に勤務していない期間に代替保育士を雇用する場合の経費であるため幼稚園教諭免許状取得後の 1 年間

以上の勤務に関わらず、補助するものとする。

3 次の各号に掲げる経費は、補助対象外経費とする。

- (1) その他の検定試験の受講料
- (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- (3) 補講費
- (4) 養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用
- (5) 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用
- (6) 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- (7) 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

4 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として養成施設の長が証明する額又は養成施設等に対し振り込みを行ったことを金融機関が証明した額を対象とする。

5 クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象としない。

6 交付申請時点で養成施設に対して未納となっている入学料又は受講料は対象としない。

7 原則、対象施設が対象経費を負担すること。ただし、対象施設と対象者がお互いの協議のもと、対象者が対象経費を負担することとした場合は、この限りではない。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、予算の範囲内において、市長が決定し交付することとし、次に定める補助率により算出された額を上限とする。

(1) 養成施設受講料等

補助金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、100千円を上限とする。

(2) 代替保育士雇上費

大学等受講料等の補助金の交付を受けようとする施設長等については、1日当たり6,240円とする。

2 算定した補助額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

（事業の実施計画書の提出）

第9条 第5条の対象者の大学等受講料等を負担し本事業を実施しようとする施設長等

は、養成施設に入学した日又は養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日（以下「受講開始日」という）の属する月の末日までに、実施計画書（様式第1号。以下「実施計画書」という。）及び次の各号に掲げる確認書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象者が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類
- (2) 対象者が、養成施設に在学していることが確認できる書類

（事業の実施計画書の受理及び通知）

第10条 市長は、施設長等から前条の実施計画書が提出された時は、内容を確認し、必要な審査を行ったうえで、本事業の対象の可否を決定し、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書受理通知書（様式第2号。以下「受理通知書」という。）により、速やかに通知を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第11条 前条の受理通知書により本事業の対象となり、補助金の交付を受けようとする施設長等は、受理通知書を受けてから1か月以内に、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金交付申請書(様式第3号。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、申請を行った年度の次年度以降も補助金の交付を受けようとする場合は、当該年度の4月30日までに交付申請書を市長へ提出しなければならない。

2 交付申請書に添付すべき書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 受理通知書の写し

(2) 対象者が、対象施設に勤務していることが確認できる書類

(補助金の交付決定及び通知)

第12条 市長は、施設長等から前条の交付申請があった時は、内容を確認し、必要な審査又は調査を行ったうえで補助金の交付の可否を決定し、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「交付決定通知書」という。)により、速やかに通知を行うものとする。

(実績報告)

第13条 第11条の交付申請を行った施設長等は、次に定める期日までに、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)により市長に実績報告を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により期日までに提出できない場合は、この限りではない。

(1) 養成施設受講料等

対象者が幼稚園教諭免許状取得後、対象施設に1年間以上勤務することが決定した日の属する月の末日まで。

(2) 代替保育士雇上費

対象者が幼稚園教諭免許状取得後、対象施設に1年間以上勤務することが決定した日の属する月の末日まで。

2 実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 養成施設受講料等

① 幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、対象施設に1年間以上勤務することが決定していることを確認できる書類

② 養成施設の長が発行する受講料等の領収書

養成施設の長が発行する領収書あるいはクレジットカード契約証明書(クレジットカードの対象者用控に養成施設が必要事項を付記したものを含む)

なお、領収書に訂正がある場合、養成施設の訂正印のないものは無効とする。また、必要に応じて対象者が勤務する施設了承の上で写しを取り、確認後、原則として対象者が勤務する施設に返却する。

③ 対象者の幼稚園教諭免許状の写し

(2) 代替保育士雇上費

① 代替保育士が対象施設に勤務していたことが確認できる書類

② 対象者の養成施設での受講期間に給与が支払われていることが確認できる書類

3 前項第1号に規定する領収書(又はクレジットカード証明書)には、次の事項が記載されているものとする。

- (1) 養成施設の名称
- (2) 支払者名
- (3) 領収額（又はクレジット契約額）
- (4) 領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）
- (5) 領収日（又はクレジット契約日）
- (6) 領収印

4 対象者が一時的に養成施設に受講料等を支払った後、後日対象者が勤務する対象施設が負担し、実績報告をする場合は、当該施設の施設長等が当該対象者に養成施設受講料等を支払ったことを証明できる書類を添付するものとする。

5 対象者が免許取得後、勤務する対象施設を変更し、当該施設の施設長等が、第10条の受理通知書により本事業の対象となった施設の施設長等になって養成施設受講料等を負担し、実績報告をする場合は、現在勤務する施設の施設長等が、受理通知書により本事業の対象となった施設の施設長等に養成施設受講料等を支払ったことを証明できる書類を添付するものとする。

（補助金の確定、通知及び交付）

第14条 市長は、実績報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定し、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により、速やかに通知を行い、補助金を交付する。

第3章 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状更新支援事業

（対象施設）

第15条 対象施設（公立を除く。）は、第3条1項に定義する、福岡市内に所在する認定こども園等。

（対象者）

第16条 平成28年4月1日以降に大学等において受講を開始した対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) ア・イのいずれかを満たす者。

ア 幼保連携型認定こども園に勤務している者で以下に該当する者。

- ① 保育教諭であって幼稚園教諭免許状及び保育士資格を有している者。
- ② 保育教諭であって幼稚園免許状を有し、保育士資格の取得を予定している者。
- ③ 保育教諭以外の者で幼稚園教諭免許状を有し更新講習を受講する資格を有している者。

イ 認定こども園等への移行を予定している対象施設に保育士として勤務している者で、幼稚園教諭免許状を有し更新講習を受講する資格を有している者。

(2) 幼稚園教諭免許の更新講習終了確認証明書等の発行後、認定こども園等において1年間以上対象施設に勤務する者。ただし、補助金は幼稚園教諭免許の更新後、当該対象施設に1年間以上勤務することを確認した後に支払うこととする。

(3) 対象者が本事業の実施期限までに幼稚園教諭免許状が不交付及び対象施設へ勤務を開始しない場合は補助の対象としない。

（補助対象事業）

第17条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金

を交付する対象となる施設（以下「対象施設」という。）に勤務している保育教諭又は保育士が幼稚園教諭免許更新するために要した大学等の受講経費。

（補助対象経費）

第18条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象施設が対象者の幼稚園教諭免許の更新のために、大学等の長が証明する大学等に対して支払った入学料（大学等における受講の開始に際し、当該大学等に納付する学金又は登録料）、受講料（教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費の消費税。

2 次の各号に掲げる経費は、補助対象外経費とする。

- (1) その他の検定試験の受講料
- (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- (3) 補講費
- (4) 大学等が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用
- (5) 大学等が実施する各種行事参加に係る費用
- (6) 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- (7) 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

4 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として大学等の長が証明する額又は大学等に対し振り込みを行ったことを金融機関が証明した額を対象とする。

5 クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象としない。

6 交付申請時点で養成施設に対して未納となっている入学料又は受講料は対象としない。

7 原則、対象施設が対象経費を負担すること。ただし、対象施設と対象者がお互いの協議のもと、対象者が対象経費を負担することとした場合は、この限りではない。

（補助金の額）

第19条 補助金の額は、予算の範囲内において、市長が決定し交付することとし、次に定める補助率により算出された額を上限とする。

(1) 大学等の受講料等

補助金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）1人につき、大学等の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、100千円を上限とする。

(2) 算定した補助額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

（事業の実施計画書の提出）

第20条 対象者の大学等受講料等を負担し本事業を実施しようとする施設長等は、大学等に入学した日又は大学等からの受講許可を得た日のいずれか早い日（以下「受講開始日」という。）の属する月の末日までに、実施計画書（様式第11号。以下「幼稚園教諭免許状更新実施計画書」という。）及び次の各号に掲げる確認書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象者が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類
- (2) 対象者が、大学等の受講を開始していることが確認できる書類

(事業の実施計画書の受理及び通知)

第21条 市長は、施設長等から前条の実施計画書が提出された時は、内容を確認し、必要な審査を行ったうえで、本事業の対象の可否を決定し、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状更新支援事業実施計画書受理通知書(様式第12号。以下「幼稚園教諭免許状更新受理通知書」という。)により、速やかに通知を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第22条 前条の幼稚園教諭免許更新受理通知書により本事業の対象となり、補助金の交付を受けようとする施設長等は、受理通知書を受けてから1か月以内に、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状更新支援事業補助金交付申請書(様式第13号。以下「幼稚園教諭免許状更新交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、申請を行った年度の次年度以降も補助金の交付を受けようとする場合は、当該年度の4月30日までに交付申請書を市長へ提出しなければならない。

2 交付申請書に添付すべき書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 幼稚園教諭免許状更新受理通知書の写し
- (2) 対象者が、対象施設に勤務していることが確認できる書類

(補助金の交付決定及び通知)

第23条 市長は、施設長等から前条の交付申請があった時は、内容を確認し、必要な審査又は調査を行ったうえで補助金の交付の可否を決定し、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状更新支援事業補助金交付決定通知書(様式第14号。以下「幼稚園教諭免許状更新交付決定通知書」という。)により、速やかに通知を行うものとする。

(実績報告)

第24条 第22条の交付申請を行った施設長等は、幼稚園教諭免許の更新講習終了確認証明書等の発行後、対象施設に1年間以上勤務することが決定した日の属する月の末日までに、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状更新支援事業実績報告書(様式第15号。以下「幼稚園教諭免許状更新実績報告書」という。)により市長に実績報告を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により期日までに提出できない場合は、この限りではない。

2 実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 幼稚園教諭免許の更新講習終了確認証明書等の発行後、対象施設に1年間以上勤務することが決定していることを確認できる書類
- (2) 大学等の長が発行する受講料等の領収書
大学等の長が発行する領収書あるいはクレジットカード契約証明書(クレジット伝票の対象者用控に大学等が必要事項を付記したものを含む)
なお、領収書に訂正がある場合、大学等の訂正印のないものは無効とする。また、必要に応じて対象者が勤務する施設了承の上で写しを取り、確認後、原則として対象者が勤務する施設に返却する。

(3) 対象者の幼稚園教諭免許の更新講習終了確認証明書等

3 前項第1号に規定する領収書(又はクレジットカード証明書)には、次の事項が記載されているものとする。

- (1) 大学等の名称

- (2) 支払者名
- (3) 領収額（又はクレジット契約額）
- (4) 領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）
- (5) 領収日（又はクレジット契約日）
- (6) 領収印

- 4 対象者が一時的に大学等に受講料等を支払った後、後日対象者が勤務する対象施設が負担し、実績報告をする場合は、当該施設の施設長等が当該対象者に大学等受講料等を支払ったことを証明できる書類を添付するものとする。
- 5 対象者が免許更新後、勤務する対象施設を変更し、当該施設の施設長等が、第21条の幼稚園教諭更新受理通知書により本事業の対象となった施設の施設長等によって大学等受講料等を負担し、実績報告をする場合は、現在勤務する施設の施設長等が、幼稚園教諭免許状更新受理通知書により本事業の対象となった施設の施設長等に大学等受講料等を支払ったことを証明できる書類を添付するものとする。

（補助金の確定、通知及び交付）

第25条 市長は、実績報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定し、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許更新支援事業補助金確定通知書（様式第16号。以下「幼稚園教諭免許状更新確定通知書」という。）により、速やかに通知を行い、補助金を交付する。

第4章 その他

（調査）

第26条 市長は、必要があると認めた場合は、職員をして、申請を行い又は本事業の適用を受けた対象者が勤務する対象施設に立ち入らせ、帳簿その他の物件の検査若しくは関係者への質問を行わせることができるものとする。

- 2 対象者が勤務する施設長等が、正当な理由なしに前項に掲げる調査を拒んだ場合は、申請を却下し、又は既に市長が行った決定を取り消すものとする。

（申請の変更）

第27条 施設長等は、交付決定通知書の通知を受けた後、実施する事業内容等を変更するときには、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金変更交付申請書（様式第7号。以下「変更交付申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

（変更交付決定及び通知）

第28条 市長は、前条の申請を受理した場合は、必要な審査又は調査等を行ったうえで補助金変更交付の可否を決定し、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第8号。以下「変更交付決定通知書」という。）により、施設長等に通知を行う。

（申請の取り下げ）

第29条 補助金の交付の申請をした施設長等は、交付決定通知書を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき、又は補助の対象となる要件を満たさないときは、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金交付取下書（様式第9号。以下「交付取下書」という。）に

より市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の決定取消し及び返還)

第30条 市長は、本事業の決定を受けた施設長等が、この要綱の規定に違反した場合は、実施を決定した事業の全部若しくは一部を取り消すものとし、補助金が既に交付されている場合は、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第31条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の申請をした施設長等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者がある場合
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 3 市長は、本事業の適用を受けた施設長等が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請を行った施設長等に対し当該施設長等（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したものの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(事業の実施期限)

第32条 対象者の実施期限は、受講開始日を起算として2年を経過した日の属する年度の3月31日とする。

(委任)

第33条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。ただし、平成26年4月1日から平成26年9月30日までに受講を開始した者が、本事業の要件を満たす場合は、対象とする。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。ただし、平成27年4月1日から平成27年11月30日までに受講を開始した者が、本事業の要件を満たす場合は、対象とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。ただし、平成28年4月1日から平成28年12月31日までに受講を開始した者が、本事業の要件を満たす場合は、対象とする。

- 2 この要綱は、平成32年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに

判断するものとする。

福岡市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされており、この補助金は、「保育士資格取得支援事業の実施について」（平成28年4月13日雇児発0413第11号）及び、「平成28年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」（厚生労働事務次官通知）の別紙「平成28年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に定める「保育士資格取得支援事業」を活用し、幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設に対し、当該施設に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援し、もって子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園等 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第3項に規定する施設のうち、幼稚園と保育所で構成されるもの（以下「幼保連携型認定こども園」という。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の認定こども園法第2条7項に規定する幼保連携型認定こども園への移行を予定している保育所、幼稚園、認定こども園等の施設をいう。
- (2) 施設長等 幼保連携型認定こども園等の設置者、施設長及び運営する法人その他の団体の代表者をいう。
- (3) 養成施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。
- (4) 特例制度 「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号）別表の②③をいう。

(補助対象施設)

第4条 補助対象施設（公立を除く。）は、第3条第1号に定義する、福岡市内に所在する幼保連携型認定こども園等とする。

(補助対象者)

第5条 平成28年4月1日以降に養成施設において、保育士資格取得に必要な教科目の受講を開始した補助対象者は、補助対象施設に勤務し、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 幼稚園教諭免許状を有しているが保育士資格を有しない者であり、特例制度を活用して保育士資格を取得する者。

- (2) 養成施設における教科目修得後、児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定によりより試験の全てを免除され保育士資格を取得する者。
 - (3) 養成施設での受講（通信制，昼間，昼夜開講制，夜間，昼間定時制）により保育士資格を取得する者。
 - (4) 保育士資格取得後，保育士登録した日から起算して補助対象施設に1年以上勤務すること。
- 2 前項の勤務に関し，幼保連携型認定こども園等での勤務開始後1年間を満たずに休職又は退職し再度当該施設等に勤務した者及び幼保連携型認定こども園等での勤務開始後1年間を満たずに他の幼保連携型認定こども園等に勤務を変更した者については，各々の勤務期間を合算し，本事業の実施期限までの間に合計1年間以上勤務することとする。
 - 3 養成施設受講料等は，補助対象者が本事業の実施期限までに保育士資格の取得及び取得後補助対象施設において1年間の勤務を終えることが見込まれない場合は補助の対象としない。
 - 4 過去に保育士養成課程の科目の一部を修めなくて卒業したもので，養成施設において，教科目の受講を開始し，児童福祉法施行規則第6条の10第2項に掲げる筆記試験科目（同項第2号の教育原理及び第5号の保育の心理学を除く。）に相当する教科目を履修することで本要綱第5条第1項（2）および（4）を満たす場合も本事業の対象とする。
 - 5 保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等，本事業と趣旨を同じくする事業による貸付等を受けている場合は，本事業の対象としない。
 - 6 代替幼稚園教諭雇上費の対象となる者は，補助対象施設に勤務している幼稚園教諭の保育士資格取得に伴い，受講料補助の対象となる幼稚園教諭の代替として対象施設に雇い上げられた幼稚園教諭とし，補助対象者が保育士資格取得後，支払うことができるものとする。ただし，本事業の実施期限までに補助対象者が保育士資格の取得及び取得後1年間幼保連携型認定こども園等に勤務することが見込めない場合は，補助の対象としない。

（補助対象事業）

第6条 補助金を交付する対象となる事業は，次に掲げる事業とする。

- (1) 補助金を交付する対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）に勤務している幼稚園教諭が，保育士資格を取得するために要した養成施設の受講経費。
- (2) 補助対象施設に勤務している幼稚園教諭の保育士資格取得に伴い，代替として雇い上げた幼稚園教諭（以下「代替幼稚園教諭」という。）の雇用経費。

（補助対象経費）

第7条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，次のとおりとする。

（1）養成施設受講料等

幼保連携型認定こども園等が，受講者の保育士資格取得のために，養成施設の長が証明する養成施設に対して支払った入学料（養成施設における受講の開始に際し，当該養成施設に納付する入学金又は登録料），受講料（面接授業料，教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費の消費税。

（2）代替幼稚園教諭雇上費

受講者の保育士資格取得に伴い，雇い上げた代替幼稚園教諭の雇上費。

2 補助対象経費のうち前項2号に関しては，保育士資格取得に必要な養成施設における単位修得にあたっての授業や試験等を受けるため，当該幼保連携型認定こども園等に勤務

していない期間に代替幼稚園教諭を雇用する場合の経費であるため、保育士登録後の1年間の勤務に関わらず、補助するものとする。

3 次の各号に掲げる経費は、補助対象外経費とする。

- (1) その他の検定試験の受講料
- (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- (3) 補講費
- (4) 養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用
- (5) 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用
- (6) 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- (7) 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

4 入学金及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として養成施設の長が証明する額又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とする。

5 クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料(金利)は、対象としない。

6 交付申請時点で養成施設に対して未納となっている入学金又は受講料は対象としない。

7 原則、対象施設が対象経費を負担すること。ただし、対象施設と対象者がお互いの協議のもと、対象者が対象経費を負担することとした場合は、この限りではない。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、予算の範囲内において、市長が決定し交付することとし、次に定めた額を上限とする。

(1) 養成施設受講料等

補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、100千円を上限とする。

(2) 代替幼稚園教諭雇上費

1日当たり6,240円とする。

2 算定した補助額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

(補助金の実施計画書の提出)

第9条 受講者の養成施設受講料等を負担し、本事業を実施しようとする施設長等は、当該受講者が養成施設に入学した日又は養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日(以下「受講開始日」という)の属する月の末日までに、保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業実施計画書(様式第1号。以下「実施計画書」という。)及び次の各号に掲げる確認書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 受講者が当該幼保連携型認定こども園等に勤務していることが確認できる書類
- (2) 受講者が、養成施設に在学していることが確認できる書類

(事業の実施計画書の受理及び通知)

第10条 市長は、施設長等から前条に基づく実施計画書が提出された時は、内容を確認し、必要な審査又は調査を行ったうえで本事業の対象の可否を決定し、保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業補助金実施計画受理通知書(様式第2号。以下「受理通知書」という。)により、速やかに通知を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第11条 前条の受理通知書により本事業の対象となり、養成施設受講料等の補助金の交付を受けようとする施設長等は、受理通知を受けてから1か月以内に、保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業補助金交付申請書(様式第3号。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、申請を行った年度の次年度以降も補助金の交付を受けようとする場合は、当該年度の4月30日までに交付申請書を市長へ提出しなければならない。

2 交付申請書に添付すべき書類は次の各号のとおりとする。

(1) 受理通知書の写し

(2) 補助対象者が、幼保連携型認定こども園等に勤務していることが確認できる書類

(補助金の交付決定及び通知)

第12条 市長は、施設長等から前条第1項又は第2項の交付申請があった時は、内容を確認し、必要な審査又は調査を行ったうえで補助金の交付の可否を決定し、保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「交付決定通知書」という。)により、速やかに通知を行うものとする。

(実績報告)

第13条 第11条第1項又は第2項の交付申請を行った施設長等は、補助対象者が保育士証の交付を受けた後、幼保連携型認定こども園等に勤務を開始した日の属する月の末日までに、保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)により市長に実績報告を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により期日までに提出できない場合は、この限りではない。

2 実績報告書に添付すべき書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 養成施設受講料等

ア 補助対象者が保育士証の交付を受けた後、幼保連携型認定こども園等に1年間以上勤務することの決定が確認できる書類

イ 養成施設の長が発行する受講料等の領収書

養成施設の長が発行する領収書又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類(以下「振込証明書類」という。)あるいはクレジットカード契約証明書(クレジットカード伝票の控に必要事項を付記したものを含む)

ウ 補助対象者の保育士証の写し

(2) 代替幼稚園教諭雇上費

ア 代替幼稚園教諭が幼保連携型認定こども園等に勤務していたことが確認できる書類

イ 補助対象者の養成施設での受講期間に給与が支払われていることが確認できる書類

3 前項第1号に規定する領収書(又は振込証明書類、クレジットカード契約証明書。以下「領収書等」という。)には、次の事項が記載されているものとする。

ア 養成施設の名称

イ 支払者名

ウ 領収額(又はクレジットカード契約額)

エ 領収額の内訳(入学料と受講料のそれぞれの額)

オ 領収日(又はクレジットカード契約日)

カ 領収印

4 領収書等に訂正がある場合、養成施設の訂正印のないものは無効とする。また、必要に

応じて補助対象者が勤務する施設了承の上で写しを取り、確認後、原則として補助対象施設に返却する。

- 5 受講者が一時的に養成施設に受講料を支払った後、後日受講者が勤務する補助対象施設が負担し、実績報告をする場合は、当該施設の施設長等が当該受講者に養成施設受講料等を支払ったことを証明できる書類を添付するものとする。
- 6 受講者が資格取得後、勤務する補助対象施設を変更し、当該施設の施設長等が、第10条の受理通知書により本事業の対象となった施設の施設長等によって養成施設受講料等を負担し、実績報告をする場合は、現在勤務する施設の施設長等が、受理通知書により本事業の対象となった施設の施設長等に養成施設受講料等を支払ったことを証明できる書類を添付するものとする。

(補助金の確定、通知及び交付)

第14条 市長は、実績報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定し、保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業補助金確定通知書(様式第6号。以下「確定通知書」という。)により、施設長等に速やかに通知を行い、補助金を交付する。

(調査)

第15条 市長は、必要があると認めた場合は、職員をして、申請を行い又は本事業の適用を受けた補助対象者が勤務する施設長等の施設に立ち入らせ、帳簿その他の物件の検査若しくは関係者への質問を行わせることができるものとする。

- 2 補助対象者が勤務する施設長等が、正当な理由なしに前項に掲げる調査を拒んだ場合は、申請を却下し、又は既に市長が行った決定を取り消すものとする。

(申請の変更)

第16条 補助対象者が勤務する施設長等は、交付決定通知書の通知を受けた後、実施する事業内容等を変更するときには、保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業補助金変更交付申請書(様式第7号。以下「変更交付申請書」という。)により、市長に申請しなければならない。

(変更交付決定及び通知)

第17条 市長は、前条の申請を受理した場合は、必要な審査又は調査等を行ったうえで補助金変更交付の可否を決定し、保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第8号。以下「変更交付決定通知書」という。)により、施設長等に通知を行う。

(申請の取り下げ)

第18条 補助金の交付の申請をした補助対象者が勤務する施設長等は、交付決定通知書を受領した場合において、当該通知に係る補助対象者の補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき、又は補助の対象となる要件を満たさないときは、保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業補助金交付取下書(様式第9号。以下「交付取下書」という。)により市長が定める期日までに申請の取り下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の決定取消し及び返還)

第19条 市長は、本事業の決定を受けた補助対象者が勤務する施設長等が、この要綱の規定に違反した場合は、実施を決定した事業の全部若しくは一部を取り消すものとし、補助金が既に交付されている場合は、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第20条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした施設長等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者がある場合

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、本事業の適用を受けた施設長等が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請を行った施設長等に対し当該施設長等(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(事業の実施期限)

第21条 事業の実施期限は、受講開始日を起算として2年を経過した日の属する年度の3月31日とする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

ただし、平成26年4月1日から平成26年12月31日までに受講を開始した者が、本事業の要件を満たす場合は、対象とする。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

ただし、平成26年4月1日から平成26年12月31日までに受講を開始した者が、本事業の要件を満たす場合は、対象とする。

附 則

1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

ただし、平成28年4月1日から平成28年12月31日までに受講を開始した者が、本事業の要件を満たす場合は、対象とする。

2 この要綱は、平成32年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

